平成１７年１０月１８日

遺伝子組換え作物の栽培に関する県関与のあり方について

遺伝子組換え作物のあり方検討委員会

これまでの議論を踏まえ、「遺伝子組換え作物のあり方検討委員会」として、下記のとおり意見の取りまとめを行う。

記

１ 検討素案に基づいて、県が制度化を検討することについては妥当と判断する。

２ なお、議論の過程で委員からは以下の意見があった。

（１）関与のあり方について
① 目的・趣旨を明確にする必要がある。
② 試験研究に関する栽培は、国の厳しい審査を経て実施されることから、県の関与はあまり行うべきではない。
③ 一般栽培については、より厳しい規制をすべき。
④ 関与にあたっては消費者の視点も考慮すべきではないか。

（２）第３者委員会の役割等
① 科学的知見に基づき交雑混入防止が的確に行われるかを主眼に検討すべき。
② 現在の科学的知見では予測できないリスクがあるかもしれないので、あらかじめこれらのリスクの存在を想定した安全性の検討を行うべき。

（３）実施基準（栽培者の遵守事項）
① 国の栽培実験指針がある中で、県が異なる基準をつくることは、混乱を招くのではないか。
② ９０日前の届出及び届出前の説明会は、困難ではないか。

（４）情報提供
① 栽培内容についての情報提供は、申請又は届出時の公表の他、栽培過程や栽培結果も含めて情報提供を行うべき。
② 情報が多くの人に届くよう多様な手段で行うべき。

（５）その他
万一、交雑等が生じた場合の対処として、補償問題にも触れておくべき。